

議案第 113 号 基金の整理のための関係条例の整備に関する条例案

基金の整理のための関係条例の整備に関する条例

(北海道文化振興条例の一部改正)

第 1 条 北海道文化振興条例（平成 6 年北海道条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 項に見出しとして「(施行期日)」を付する。

附則第 2 項に見出しとして「(検討)」を付し、同項を附則第 3 項とし、附則第 1 項の次に次の 1 項を加える。

(基金の使用の特例)

2 第 12 条第 1 項の規定にかかわらず、基金は、令和元年度に限り、一般会計の歳出の財源に充てるため、100 億円を限度として使用することができる。

(北海道農業・農村振興条例の一部改正)

第 2 条 北海道農業・農村振興条例（平成 9 年北海道条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

「第 3 章 農業・農村を支える基盤の形成

目次中 第 1 節 道民の理解の促進等（第 20 条）

第 2 節 北海道農業・農村ふれあい促進基金（第 21 条－第 27 条）」

を「第 3 章 農業・農村を支える基盤の形成（第 20 条・第 21 条）」に、「第 28 条－第 35 条」を「第 22 条－第 29 条」に改める。

第 3 章第 1 節の節名を削る。

第 20 条の前に見出しとして「(道民の理解の促進等)」を付する。

第 3 章第 2 節の節名を削る。

第 21 条を次のように改める。

第 21 条 道は、農業・農村に対する道民の理解の促進のために必要な事業に要する経費について、財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第 22 条から第 27 条までを削り、第 4 章中第 28 条を第 22 条とし、第 29 条から第 35 条までを 6 条ずつ繰り上げる。

(北海道中山間ふるさと・水と土保全対策事業基金条例の一部改正)

第3条 北海道中山間ふるさと・水と土保全対策事業基金条例（平成5年北海道条例第29号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「、第5条の規定により基金に編入した額に限り」を削り、「ために」を「ため、その全部又は一部を」に改める。

（北海道環境保全基金条例等の廃止）

第4条 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 北海道環境保全基金条例（平成2年北海道条例第4号）
- (2) 北海道少年スポーツ振興基金条例（昭和49年北海道条例第61号）
- (3) 北海道地域福祉基金条例（平成3年北海道条例第15号）
- (4) 北海道森林整備担い手対策基金条例（平成5年北海道条例第5号）

附 則

この条例は、令和2年3月31日から施行する。

説 明

基金の運用益の現状に鑑み、北海道環境保全基金の廃止等を行うこととするため、この条例を制定しようとするものである。